

「あなたの健康ささえ隊」による健康づくり推進事業 実施要綱

1. 目的

本市においては、生活習慣病の予防や、認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間（健康寿命）の延伸を図り、市民の誰もが健康で豊かな生活が送れることを目標に、令和6年3月に健康増進計画「第3次健康りっとう21」を策定し、健康づくりの推進を図っている。

健康づくりは、情報の正確さや教育の充実に対話・関係性が加わることで育めると言われている。また、健康づくりを実践する市民を増やすためには、地域活動や学校生活での健康教育では捉えられない市民へのアプローチも必要である。以上のことから、市民が日常生活の中で、なじみのある人との間で健康情報の受発信をすることによって、無理なく健康づくりが実践できるようなまちづくりが必要である。

については、その一助となるために、市民が日常生活のなかで利用する身近な地元の事業所や公共機関、その他の地域活動を行う団体が「あなたの健康ささえ隊」となり、啓発媒体を用いた健康情報の受発信を通じ、「あなたの健康ささえ隊」事業に協力する人とその周囲の人々の双方が健康に関心を持ち、健康づくりを実践し継続できるようになることを目的に本事業を実施する。

2. 実施主体

栗東市・栗東市健康づくり推進協議会

3. 事業対象

市民

4. 本事業に協力を求める事業所及び団体

あなたの健康ささえ隊（以下「ささえ隊」という）は以下の通りとする。

市民がいきいきと生活をするための健康づくりを、事業所の事業主や従業員、利用者及び団体に関わる人や所属する人等周囲の人に広めることに賛同する市内の協力事業所及び協力団体をいう。ただし、次に該当するものは対象とならない。

- (1) 国及び地方公共団体の法令、条例及び規則に違反又は違反する恐れのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又は反するおそれがあるもの
- (3) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業に関するもの
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）が経営に実質的に関与してるもの、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下

同じ。)の威圧若しくは暴力団員を利用しているもの又は暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与しているもの

(5) 市民税を滞納しているもの

(6) (1)～(5)に掲げるほか、市の社会的な信頼及び公平性を損なう恐れがあると市長が認めるもの

5. 事業内容

ささえ隊は、実施主体の企画する健康づくり事業の趣旨に賛同し、実施主体とともに「健康寿命の延伸を図り、市民の誰もが健康で豊かな生活が送れること」を目指すものとする。

ささえ隊の役割は次にあげるものとし、詳細については実施主体と協議の上決定する。

6. ささえ隊の役割

(1) 実施主体が配布するマニュアルを読み、マニュアルを参考にしながら活動すること。

(2) ささえ隊に登録している事業所・団体であることをポスターやステッカーを利用し可能な限り掲示し市民及び従業員等に周知する。

(3) 健康づくりの情報を多くの市民に発信するため、実施主体等の発行するチラシを設置配布したり、ポスターを掲示したりするなど健康づくり普及活動を行うこと。

(4) 事業所の営業内容や団体の活動内容に合わせて、自由な発想で健康づくりを推進すること。

7. ささえ隊の登録

(1) 登録方法

①協力事業所、協力団体になる旨を実施主体に申し出る。

②実施主体は、申し出を受けて本事業の目的を申し出者に説明し、登録に同意すればマニュアル、啓発媒体の配布説明を行う。

③実施主体は、「あなたの健康ささえ隊」一覧表に登録する。

(2) 登録期間

「あなたの健康ささえ隊」一覧表に登録後、事業終了時または登録の抹消をするまでとする。

(3) 登録の抹消

登録抹消の申し出があった場合、実施主体は「あなたの健康ささえ隊」一覧表より登録を抹消する。

実施主体は、ささえ隊としてふさわしくないと判断した場合は、登録を取り消すことができる。

8. 評価

第3次健康りっとう21の中間評価時、最終評価時に「あなたの健康支え隊」および「野菜たっぷりレシピ」の認知度が増加しているなどにより事業評価を実施する。

9. その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。